

スポーツ仲裁に関する規則

JOC 理事会承認

(H15年6月)

財団法人日本オリンピック委員会のする競技に関する決定に対する

競技者の不服申立は、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に

従ってなされる仲裁により、解決されるものとする。